

稲城市木造住宅耐震診断助成金の手続きの流れと提出書類

～手続きの流れ～

申請者 市役所 業者

市へ事前相談

診断業者へ見積依頼

診断業者が見積作成

①助成金の交付申請

10日間程度

助成金の交付決定

交付決定通知書受領

耐震診断業者と契約

耐震診断実施

診断結果報告書作成

②完了報告書提出

10日間程度

助成金の交付額確定

額確定通知書受領

③交付請求書提出

1ヵ月程度

助成金を受領

【問い合わせ先】
稲城市 都市建設部
まちづくり再生課
住所整理・団地再生係
TEL 042-378-2111

助成対象確認表		確認
助成対象住宅	下記のいずれかに該当する木造住宅(共同住宅) ・昭和56年5月31日以前の基準で建築されたもの。 ・昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの基準で、在来軸組工法により建築された平屋建て又は2階建てのもの。 ・複数用途の建築物の場合、延床面積の過半が住宅用途である。	
助成対象者	・助成対象住宅の所有権を有している。 ・所有者及び居住している者全員が市税を滞納していない。	
耐震診断機関	・下記のいずれかの資格を持つ耐震診断業者に依頼予定。 ア 一般社団法人東京都建築士事務所協会南部支部に所属 イ 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度の登録事務所 ウ 市内に営業の本拠を置く事業所に所属し、一般社団法人日本建築防災協会実施の耐震講習を修了した建築士	

①助成の申請(第6条)に係わる提出書類		確認
必ず提出	・稲城市木造住宅耐震診断助成金交付申請書(様式第1号)	
	・耐震診断費用の見積書の写し	
	・建築年月日が確認できる書類 例: 登記事項証明書、家屋所在証明書、建築確認通知書	
	・助成対象者であることが確認できる書類 例: 登記事項証明書、固定資産税課税明細書、家屋所在証明書、名寄帳	
必要に応じて提出	・案内図	
	・耐震診断機関が、助成要綱に定める資格を有していることを証する書類	
	・同居人届(同居人がいる場合)	
	・所有者が対象住宅に住んでいない場合、居住者がいることがわかる書類 例: 賃貸借契約書	
	・同意書 (1)助成対象住宅が共有物である場合、共有者全員の建物所有状況、納税状況及び助成金申請に係わる同意書 (2)助成対象住宅に家族などが居住し、所有者は別の場所に住んでいる場合、居住者の納税状況の調査に係わる同意書(賃貸借契約を除く)	
・委任状(助成金の手続きを代理人に委任する場合)		
・住宅の相続登記が未登記の場合、当該住宅の所有権を証する書類 例: 遺産分割協議書		
・その他市長が必要と認めた書類		

②完了報告(第8条)に係わる提出書類		確認
・稲城市木造住宅耐震診断助成事業完了報告書(様式第4号)		
・耐震診断の契約書又はそれに代わる書類の写し		
・耐震診断費用の明細書の写し		
・耐震診断費用の領収書の写し		
・耐震診断結果報告書の写し、図面(案内図、平面図等)及び現地調査の写真		

③助成金の交付請求(第10条)に係わる提出書類		確認
・稲城市木造住宅耐震診断助成金交付請求書(様式第6号)		

-注意事項-

- ・助成対象確認表は、助成金の対象住宅(者)を簡易的に確認するもので、助成金の交付を保証するものではありません。詳しくは担当窓口へお問い合わせください。
- ・手続きの流れは、一般的な助成金の申請手順を示したものであり、実際の手順と異なる場合があります。
- ・各種書類の提出期限につきましては、「稲城市木造住宅耐震診断・改修助成金の留意事項」をご参照ください。